

たんの吸引等に関する喀痰吸引等事業者の登録について

喀痰吸引等業務（不特定多数の者対象）に関する申請等について

「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、「登録喀痰吸引等事業者」として県の登録を受けた事業所・施設においては、平成28年度（平成29年1月）以降の介護福祉士国家試験合格者又は基本研修ないし医療的ケアを修了した介護福祉士に対して、自施設等において実地研修を行い、当該研修を修了した介護福祉士に対し、喀痰吸引等の業務に従事させることができることになりました。

〇たんの吸引等に係る事業者の区分

「登録特定行為事業者」＝認定特定行為業務従事者認定書の交付を受けた者にたんの吸引等（特定行為）の業務に従事させる事業者

「登録喀痰吸引等事業者」＝介護福祉士に実地研修を行うとともに、実地研修を修了した介護福祉士にたんの吸引等（喀痰吸引等）の業務に従事させる事業者

[制度概要について（PDF：598KB）](#)

[社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（PDF：5,019KB）](#)

[社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（社援発1111第1号平成23年11月11日）（PDF：363KB）](#)

[厚生労働省の喀痰吸引等制度に関するホームページ（外部サイトヘリンク）](#)

「登録喀痰吸引等事業者」の登録について

上記のとおり、医療行為であるたんの吸引等の行為を実施するためには、介護福祉士登録証を持っているだけでなく、事業所・施設ごとに「登録喀痰吸引等事業者」として、県に登録する必要があります。



なお、登録に際しては、各事業所・施設ごとに手数料の納付が必要です。○申請手数料：2400円（県収入証紙で納付）

[喀痰吸引等業務（不特定多数の者対象）登録申請等実施要綱（PDF：102KB）](#)

[喀痰吸引等（特定行為）に係る登録申請手順の手引き（PDF：248KB）](#)

※県収入証紙が廃止されるため
納付方法についても変更となる
見込みです。

提出書類

- (1) 「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」

[第1号様式（WORD：48KB）](#)

[第1号様式（PDF：134KB）](#)

- (2) 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書、申請者が個人である場合は、その住民票の写し（マイナンバーの記載のないもの）

令和 8 年度介護保険施設等集団指導等資料

(3)「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」

[第1号様式の2 \(EXCEL : 38KB\)](#)

[第1号様式の2 \(PDF : 62KB\)](#)

(平成28年度(平成29年1月)以降の介護福祉士国家試験合格者又は基本研修ないし医療的ケアを修了した介護福祉士のみ記載)

(4) (3) の名簿に登載した者の資格者証の写し

(5)「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」

[第1号様式の3 \(WORD : 41KB\)](#)

[第1号様式の3 \(PDF : 95KB\)](#)

(6)「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」

[第1号様式の4 \(WORD : 56KB\)](#)

[第1号様式の4 \(PDF : 132KB\)](#)

(7) (6) の書類に関し登録要件に該当することを証明する書類

(7-1)業務方法書 <参考例あり>

(7-2)業務方法書に定めてある様式類(同意書, 指示書など) <参考例あり>

(7-3)業務方法書に定めてあるマニュアル類(緊急時対応マニュアル, 感染症対応マニュアル, 手技マニュアルなど)

(8) 講師の資格免許証等(写)及び指導者研修の修了書(写)

(9) 実地研修実施方法書 <参考例あり>

(10)実地研修修了証(ひな型)

(11)適合書類チェックリスト

チェックリスト

(12)登録特定行為事業者登録申請書類一覧(チェック表)

[事業者チェック表 \(EXCEL : 31KB\)](#)

[事業者チェック表 \(PDF : 57KB\)](#)

提出時期

事業開始予定の1ヶ月前までに提出してください。

登録手数料

申請書名称	貼付する手数料
登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書	2,400円

鹿児島県収入証紙は、販売所が指定されていますので、「[鹿児島県収入証紙販売所](#)」でご確認いただき、購入してください。

介護福祉士に対する実地研修の実施に当たっては、以下の国通知等をご了知の上、申請を行ってください。

令和8年度介護保険施設等集団指導等資料

[喀痰吸引等研修実施要綱（PDF：28KB）](#)（厚生労働省通知）

[介護福祉士の実地研修の実施について（別添4）（WORD：38KB）](#)

[社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一号及び第二号研修の修得程度の審査方法（別添2）（WORD：77KB）](#)

[別添資料実地研修評価基準・評価表（WORD：57KB）](#)

[別紙1-1～1-6評価項目（EXCEL：105KB）](#)

[別紙3-1～3-6評価票（EXCEL：75KB）](#)

[介護福祉士実地研修合格判定票（EXCEL：14KB）](#)

[就業先（自施設）以外での実地研修の実施について（WORD：15KB）](#)

登録喀痰吸引等事業者の研修実施報告について

介護福祉士に対し実地研修を実施した場合には、年に1回以上、下記により報告を行ってください。

[喀痰吸引等実地研修実施結果報告書（WORD：37KB）](#)

登録事項の更新及び変更について

喀痰吸引等事業者として登録した内容等を変更する場合は、次の「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）及び認定特定行為業務従事者に係る変更届出事項等整理表」に従って届け出を行ってください。

[登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）及び認定特定行為業務従事者に係る変更届出事項等整理表（PDF：48KB）](#)

登録特定行為事業者変更等関係様式

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書（第3号様式）

[第3号様式（WORD：45KB）](#)

[第3号様式（PDF：106KB）](#)

登録特定行為事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書（第3号様式の2）

[第3号様式の2（WORD：49KB）](#)

[第3号様式の2（PDF：114KB）](#)

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書（第3号様式の3）

[第3号様式の3（WORD：44KB）](#)

[第3号様式の3（PDF：102KB）](#)

※お願い

介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（第1号様式の2）に変更が生じた場合には、必ず変更登録届出書（第3号様式の2）を提出してください。

<参考> 喀痰吸引等登録に係る参考様式例

業務方法書（参考例1-2）

[参考例1（WORD：73KB）](#)（WORD：73KB）

[参考例1（PDF：275KB）](#)

実地研修実施方法書（参考例2）

令和8年度介護保険施設等集団指導等資料

[参考例2 \(WORD : 23KB\)](#)

[記載例 \(WORD : 43KB\)](#)

実地研修修了証（参考様式1）

[参考様式1 \(WORD : 33KB\)](#) (WORD : 31KB)

[参考様式1 \(PDF : 34KB\)](#)

実地研修修了者管理簿（参考様式2）

[参考様式2 \(EXCEL : 13KB\)](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書（参考様式3）

[参考様式3 \(WORD : 36KB\)](#) (WORD : 36KB)

[参考様式3 \(PDF : 99KB\)](#)

介護職員等喀痰吸引等指示書（参考様式4）

[参考様式4 \(\(PDF : 119KB\)](#) WORD : 47KB)

[参考様式4 \(PDF : 119KB\)](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書（参考様式5）

[参考様式5 \(WORD : 58KB\)](#) (WORD : 58KB)

[参考様式5 \(PDF : 102KB\)](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書（参考様式6）

[参考様式6 \(\(WORD : 57KB\)](#) WORD : 57KB)

[参考様式6 \(PDF : 116KB\)](#)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書（参考様式7）

[参考様式7 \(WORD : 67KB\)](#) (WORD : 67KB)

[参考様式7 \(PDF : 201KB\)](#)

介護福祉士喀痰吸引等実施研修実施機関承諾書（参考例3）

[参考例3 \(WORD : 49KB\)](#)

実地研修総合評価票（参考例4）

[実地研修総合評価票 \(EXCEL : 74KB\)](#)（参考例4）

実施機関個別評価票（参考例5）

[実地研修個別評価票 \(EXCEL : 97KB\)](#)（参考例5）

実施機関個別評価票（参考例6）

[実地研修個別評価票（人工呼吸器装着者用）\(EXCEL : 134KB\)](#)（参考例6）

提出・問い合わせ先

（高齢者・介護保険施設）

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室事業者指導係

（障害者施設）

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部障害福祉課療育支援係

令和8年度介護保険施設等集団指導等資料

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）及び認定特定行為業務従事者に係る変更届出事項等整理表

1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の変更届出事項

変更事項	届出様式	提出時期
・ 設置者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名） ・ 設置者の住所（法人の場合は法人の所在地） ・ 事業所の名称 ・ 事業所の所在地	第3号様式の2 ※変更内容が確認できる書類を添付	変更しようとする日の1ヶ月前
・ 実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為，業務開始年月日	第3号様式	
・ 業務方法等 ・ 喀痰吸引等（特定行為）を行う介護福祉士，認定特定行為業務従事者の名簿（第1号様式の2）※名簿の変更は，追加，変更した名簿の一部だけではなく，変更した従事者名簿を全部を添付してください。	第3号様式の2 ※変更内容が確認できる書類を添付	変更の日から10日以内

2. 認定特定行為業務従事者の変更届出事項

変更事項	届出様式	提出時期
・ 氏名，住所 ・ 喀痰吸引等研修を修了した特定行為（第二号研修修了者が第一号研修を修了し，実施可能な行為が増えた場合）	第7号様式 ※認定特定行為業務従事者認定証（写），その他変更内容が確認できる書類（住民票の写し等）を添付	変更の日から10日以内

※経過措置対象者が平成24年度以降に登録研修機関の研修（第一号～第三号）を修了した場合，第三号研修修了者が第一号，第二号研修を修了した場合は，新規の申請を行うこととなります。

※上記変更に伴い，認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合は「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」（第8号様式）に認定特定行為業務従事者認定証の原本を添えて提出してください。